

沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県二級建築士免許等手数料条例（平成12年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「16,900円」を「17,700円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、二級建築士試験及び木造建築士試験に係る受験手数料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。